

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 農業共済団体検査規則の一部改正
- ◇告示 小売さばき人の指定
- 建築代理業者の登録
- 定期種鶏検査の実施
- ひな白痢検査の実施

規則

農業共済団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第四十七号

農業共済団体検査規則の一部を改正する規則

農業共済団体検査規則（昭和二十七年七月鳥取県規則第

六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「検査通知書に指示した」を「検査時の」に改め、「特に」を削る。

第六条中「あらかじめ通知して」を「あらかじめ通知することなく」に改める。

（別表）を次のように改める。

別表

第 号

（写真ちよう付）

有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

身分証明書

職 氏 名
年 月 日生

上記の者は農業災害補償法第79条の規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

8.5センチメートル

6.5センチメートル

附 則
この規則は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を、昭和二十九年九月一日次のとおり指定した。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号 氏 名 売さばき場所 住所

二八〇 青谷町木炭生産者組合 気高郡青谷町大 同上
組合長 土橋 慶藏 字紙屋一七六

鳥取県告示第四百七十二号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録—登録—
番号—年月日—
—住所—
—事務所所在—
—地名氏名—
—業務—
—管理者—

三〇四二九、倉吉市住吉町二六 丸岡建築士 一級建築士
九、番地 事務所 丸岡 岩藏
一一 同 右 丸岡 岩藏

鳥取県告示第四百七十三号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第三条による定期種鶏検査を次のとおり実施する。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査日程

検査月日 検査の区域

九、二〇 八頭郡安部村

九、二一 八頭郡所子村

九、二二 西伯郡所子村

九、二二 八頭郡智頭町

西伯郡高麗村

九、二四 八頭郡佐治村

倉吉市

西伯郡名和町

米子市

鳥取市

気高郡逢坂村

西伯郡大幡村

鳥取市

東伯郡栄村

由良町

西伯郡幡郷村

鳥取市

九、二八 東伯郡羽合町

赤崎町

西伯郡境港町

東伯郡羽合町

九、二九

東伯郡羽合町

西伯郡境港町

九、三〇 米子市

一〇、一 東伯郡東伯町

米子市

一〇、二

一〇、四

鳥取県告示第四百七十四号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、種鶏の所有者に対しひな白痢検査を受けることを命ずる。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 ひな白痢予防

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏

四 実施期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

